

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	国民健康保険料(税)の徴収等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大東市は、国民健康保険料(税)の徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大東市長

公表日

令和6年12月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険料(税)の徴収等に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険法及び地方税法等の規定に基づき国民健康保険料(税)の徴収事務、滞納処分を行っている。・督促状及び催告書の発送。・資格確認書(特別療養)の交付。・保険料(税)の還付・充当業務。・年間納付済額の通知。・口座振替不能通知の送付。・口座振替登録業務。・滞納者の実態調査・財産調査等の照会文書の回答依頼。・地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分。・なお、これらの事務に関して、番号法別表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	滞納整理システム・国民健康保険システム・団体内統合宛名システム・中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国保資格情報ファイル 2. 国保賦課情報ファイル 3. 国保収納情報ファイル 4. 国保滞納情報ファイル 5. 国保宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表24項・44項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する</p> <p style="text-align: right;">2) 実施しない</p> <p style="text-align: right;">3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	【情報照会】・番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48、69及び71の項並びに第50、71及び73条 【情報提供】・番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表1、2、3、5、6、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125及び131の項並びに第3、4、5、7、8、29、44、50、58、67、71、85、89、117、127及び133条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部 保険収納課
②所属長の役職名	保険収納課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健医療部 保険収納課 大東市谷川一丁目1番1号 TEL 072-870-9619
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健医療部 保険収納課 大東市谷川一丁目1番1号 TEL 072-870-9619
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)のパスワード等による保護 	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: right;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">9) 従業員に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	<p>・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。</p> <p>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。</p> <p>・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行っている。</p> <p>・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認をしている。</p> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	中村 正則	宮本 靖久	事後	人事異動による
令和1年6月28日				事前	再実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年2月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	国民健康保険税の徴収等に関する事務	国民健康保険料(税)の徴収等に関する事務	事前	
令和5年2月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法等の規定に基づき国民健康保険税の徴収事務、滞納処分を行っている。	国民健康保険法及び地方税法等の規定に基づき国民健康保険料(税)の徴収事務、滞納処分を行っている。	事前	
令和5年2月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	保険料の還付・充当業務。	保険料(税)の還付・充当業務。	事前	
令和5年2月8日	I 関連情報 1. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】・番号法第19条第8号、別表第27項、42項	【情報照会】・番号法第19条第8号、別表第27項、42項、44項、45項	事前	
令和5年2月8日	I 関連情報 1. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】・番号法第19条第8号、別表第27項、42項	【情報提供】・番号法第19条第8号、別表第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、46、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121項	事前	
令和5年2月8日	表紙 評価書名	国民健康保険税の徴収等に関する事務(基礎項目評価書)	国民健康保険料(税)の徴収等に関する事務(基礎項目評価書)	事前	
令和5年2月8日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	国民健康保険税	国民健康保険料(税)	事前	
令和6年6月28日				事前	再実施
令和6年6月28日	関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一16項・30項	番号法第9条第1項、別表24項・44項	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】・番号法第19条第8号、別表第27項、42項、44項、45項 【情報提供】・番号法第19条第8号、別表第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、46、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121項	【情報照会】・番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48、69及び71の項並びに第50、71及び73条 【情報提供】・番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表1、2、3、5、6、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125及び131の項並びに第4、5、7、8、29、44、50、58、67、71、85、89、117、127及び133条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年11月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・国民健康保険法及び地方税法等の規定に基づき国民健康保険料(税)の徴収事務、滞納処分を行っている。 ・督促状及び催告書の発送。 ・特別な事情がなく保険料(税)を滞納している者に対して、短期被保険者証や資格証への切り替え。 ・保険料(税)の還付・充当業務。 ・年間納付済額の通知。 ・口座振替不能通知の送付。 ・口座振替登録業務。 ・滞納者の実態調査・財産調査等の照会文書の回答依頼。 ・地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分。 ・なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	・国民健康保険法及び地方税法等の規定に基づき国民健康保険料(税)の徴収事務、滞納処分を行っている。 ・督促状及び催告書の発送。 ・特別な事情がなく保険料(税)を滞納している者に対して、短期被保険者証や資格証への切り替え(令和6年12月2日以降は、資格確認書(特別療養)の交付)。 ・保険料(税)の還付・充当業務。 ・年間納付済額の通知。 ・口座振替不能通知の送付。 ・口座振替登録業務。 ・滞納者の実態調査・財産調査等の照会文書の回答依頼。 ・地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分。 ・なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事前	法改正に伴う文言の整理
令和6年11月25日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		項目追加	事前	新様式への移行に伴うもの
令和6年11月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和6年6月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事前	時点修正
令和6年11月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和6年6月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事前	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		<p>人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である]</p> <p>判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)のパスワード等による保護 	事前	新様式への移行に伴うもの
令和6年11月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		<p>最も優先度が高いと考えられる対策 [8] 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p>当該対策は十分か【再掲】 [十分である]</p> <p>判断の根拠 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認をしている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事前	新様式への移行に伴うもの
令和6年12月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法及び地方税法等の規定に基づき国民健康保険料(税)の徴収事務、滞納処分を行っている。 ・督促状及び催告書の発送。 ・特別な事情がなく保険料(税)を滞納している者に対して、短期被保険者証や資格証への切り替え(令和6年12月2日以降は、資格確認書(特別療養)の交付)。 ・保険料(税)の還付・充当業務。 ・年間納付済額の通知。 ・口座振替不能通知の送付。 ・口座振替登録業務。 ・滞納者の実態調査・財産調査等の照会文書の回答依頼。 ・地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分。 ・なお、これらの事務に関して、番号法別表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法及び地方税法等の規定に基づき国民健康保険料(税)の徴収事務、滞納処分を行っている。 ・督促状及び催告書の発送。 ・資格確認書(特別療養)の交付。 ・保険料(税)の還付・充当業務。 ・年間納付済額の通知。 ・口座振替不能通知の送付。 ・口座振替登録業務。 ・滞納者の実態調査・財産調査等の照会文書の回答依頼。 ・地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分。 ・なお、これらの事務に関して、番号法別表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 	事前	法改正に伴う変更